適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 /		[1/2]								
令和 年 月 日 住 所 (法) 本 」 主 た	スは居所 <mark>⊗</mark> (法人	733 - 0871) 、の場合のみ公表されます) 市西区高須二丁目12-7 (電話番号 082 - 509 - 2131)								
(フ 納 請		733 - 0871) 市西区高須二丁目12-7 (電話番号 082 - 509 - 2131)								
(7	リガナ) ユウゲン ◎ 又は名称 有限 9	ንክ [*]								
	リガナ) 7/クダ 人の場合) そ者氏名 福田									
法 この申請書に記載した次の事項(® 公表されます。 1 申請者の氏名又は名称		2 4 0 0 0 2 0 2 4 6 2 5 書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで								
2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。										
	判定により課税事業	者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出								
事業者区分※次業	☑ 課 葉「登録要件の確認」欄を	おいて、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 税事業者・ 免税事業者を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税ください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。								
令和5年3月31日(特定期間の 判定により課税事業者となる場 合は令和5年6月30日)までに この申請書を提出することができ なかったことにつき困難な事情 がある場合は、その困難な事情										
税理 税理 税 費 税理	士法人 長谷川会計 !士	(電話番号 082 - 272 - 5868)								
※ 整理 部門 税 番号 番号	申請年月日	年 月 日 応 日 経験 個人番号カード/通知カード・運転免許証								
署 入力処理 年 月 理 登録悉号 T.	日 番号 確認	身元 □ 済								

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又	は名称	有限名	会社	C A	RE						
	該当する事業者の区分に応じ、□に	レ印を作	寸し記載	してくだる	さい。									
免	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税業務の角除の規定の適用を受けないこととなります。													
税														
事	個 人 番 号									_				
業	事生年月日(個業)					事	業 年	三 度	l	J				
 者	一 ^未 人) 又 は 設 立 内 年月日 (法人)	年	月	日	のみ記載	\/ 2=+			至	J				
	容					<u>貸</u>	本	<u>金</u>				円		
の	等事業内容					課	税	期	間	<u>の</u>	初日	1		
確														
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 年 月 F													
							1							
登	登 課税事業者です。													
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ													
要	Į Vì.													
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □													
確	(「VV\」の勿口は、仄の真間に 0名							······································						
認	- その執行を終わり、又は執行を受ける - います。 -	ことがフ	なくなった	た日から2	年を紹	経過し	て		はい		いいえ	-		
参														
考														
事														
項														
[*] 現 														